

幕別町立学童保育所条例の一部を改正する条例 新旧対照表

現 行 条 例	改 正 条 例																				
<p>○幕別町立学童保育所条例 (平成27年3月20日条例第15号)</p> <p>第1条～第13条 略</p> <p>別表第1 略</p> <p>別表第2 (第11条関係) 保育料減免基準表</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">減免額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯(単給世帯を含む。)</td> <td style="text-align: center;">全額</td> </tr> <tr> <td>当該年度の市町村民税非課税世帯</td> <td style="text-align: center;">3分の2の額</td> </tr> <tr> <td>当該年度の市町村民税均等割のみ課税世帯又は当該世帯員全ての市町村民税所得割課税額の合計額が5,000円以下の課税世帯</td> <td style="text-align: center;">3分の1の額</td> </tr> <tr> <td>その他特別の理由があると町長が認めた世帯</td> <td style="text-align: center;">町長が別に定める額</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考</p> <p>1及び2 略</p> <p>3 この表において「当該年度の市町村民税均等割のみ課税世帯又は当該世帯員全ての市町村民税所得割課税額の合計額が5,000円以下の課税世帯」とは、前年分の所得税課税世帯を除くものとする。ただし、所得割を計算する場合には、地方税法(昭和25年法律第226号)第314条の7、第314条の8、同法附則第5条第3項及び第5条の4第6項の規定は、適用しないものとする。</p>	区分	減免額	生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯(単給世帯を含む。)	全額	当該年度の市町村民税非課税世帯	3分の2の額	当該年度の市町村民税均等割のみ課税世帯又は当該世帯員全ての市町村民税所得割課税額の合計額が5,000円以下の課税世帯	3分の1の額	その他特別の理由があると町長が認めた世帯	町長が別に定める額	<p>○幕別町立学童保育所条例 (平成27年3月20日条例第15号)</p> <p>第1条～第13条 略</p> <p>別表第1 略</p> <p>別表第2 (第11条関係) 保育料減免基準表</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">減免額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯(単給世帯を含む。)</td> <td style="text-align: center;">全額</td> </tr> <tr> <td>当該年度の市町村民税非課税世帯</td> <td style="text-align: center;">3分の2の額</td> </tr> <tr> <td>当該年度の市町村民税均等割のみ課税世帯又は当該世帯員全ての市町村民税所得割課税額の合計額が5,000円以下の課税世帯</td> <td style="text-align: center;">3分の1の額</td> </tr> <tr> <td>その他特別の理由があると町長が認めた世帯</td> <td style="text-align: center;">町長が別に定める額</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考</p> <p>1及び2 略</p> <p>3 この表における「均等割」とは、<u>地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第1号に規定する均等割の額をいい、同項第2号の所得割を計算する場合には、同法第314条の7、第314条の8、第314条の9、附則第5条第3項、附則第5条の4第6項、附則第5条の4の2第6項、附則第5条の5第2項及び附則第45条第4項から第6項までの規定は適用しないものとする。</u> <u>なお、保護者が母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令(昭和39年政令第</u></p>	区分	減免額	生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯(単給世帯を含む。)	全額	当該年度の市町村民税非課税世帯	3分の2の額	当該年度の市町村民税均等割のみ課税世帯又は当該世帯員全ての市町村民税所得割課税額の合計額が5,000円以下の課税世帯	3分の1の額	その他特別の理由があると町長が認めた世帯	町長が別に定める額
区分	減免額																				
生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯(単給世帯を含む。)	全額																				
当該年度の市町村民税非課税世帯	3分の2の額																				
当該年度の市町村民税均等割のみ課税世帯又は当該世帯員全ての市町村民税所得割課税額の合計額が5,000円以下の課税世帯	3分の1の額																				
その他特別の理由があると町長が認めた世帯	町長が別に定める額																				
区分	減免額																				
生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯(単給世帯を含む。)	全額																				
当該年度の市町村民税非課税世帯	3分の2の額																				
当該年度の市町村民税均等割のみ課税世帯又は当該世帯員全ての市町村民税所得割課税額の合計額が5,000円以下の課税世帯	3分の1の額																				
その他特別の理由があると町長が認めた世帯	町長が別に定める額																				

現 行 条 例	改 正 条 例
4 略	<p><u>224号) 第 1 条第 2 号に規定する女子又は同令第 1 条の 2 第 2 号に規定する男子に該当する場合の市町村民税の額は、当該保護者の申請に基づき、地方税法第292条第 1 項第11号に規定する寡婦又は同項第12号に規定する寡夫であるとみなし、同法295条第 1 項第 2 号、第314条の 2 第 1 項第 8 号及び第 3 項並びに第314条の 6 の規定の例により算定する。</u></p> <p>4 略</p>